

第2次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査による課題の整理・分析に関する考え方

子ども・子育て支援の意義（国の基本指針）

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会であること
- 社会的支援が必要な家庭とともに、全ての子どもの健やかな育ちを保障すること
- 保護者が第一義的責任を有することを前提とし、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることをできる支援をすること
- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供をすること
- あらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々の役割を果たすこと

根拠法令

- 子ども・子育て支援法 ○次世代育成支援対策推進法

長野県子ども・子育て支援事業計画

- 【基本目標】 「みんなで支える子育て安心県」の構築
子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援施策との連携
- ①児童虐待防止対策の充実
 - ②社会的養護体制の充実
 - ③ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ④障がい施策の充実

第2次安曇野市総合計画

- 【基本目標1】 いきいきと健康に暮らせるまち
基本方針 安心して暮らせるまち
- 【基本目標2】 学び合い 人と文化を育むまち
基本方針 子どもが健やかに育つまち

市の関連計画

- 健康づくり計画 ○障害者基本計画 ○食育推進計画 ○障害福祉計画及び障害児福祉計画 ○男女共同参画計画 ○生涯学習推進計画 など

ニーズ調査

幼児期の学校教育及び保育並びに地域の子育て支援の利用状況と利用希望を調査し、量の見込みを設定するための基礎資料とする。ニーズ調査結果から分析・推計を行い子ども・子育て支援事業計画を策定する。

区分	対象保護者	回答数	回答率
就学前児童	1,600人	1,299通	81.2%
就学児童 (小学4年生まで)	1,000人	587通	58.7%
計	2,600人	1,886通	72.5%

計画における取組の方向性（次世代育成支援行動計画を継承）

【基本目標】

- (1) 健やかに産み育てる環境づくり (3) 次代を担うたくましい人づくり
- (2) 子育てを支援する仕組みづくり (4) 子育てを支える環境づくり

【基本施策】

- (1) 安全な妊娠・出産への支援 (8) 学校教育の充実
- (2) 乳幼児と母親への健康支援 (9) 家庭教育の充実と青少年の健全育成
- (3) 児童福祉サービスの充実 (10) 子どもの安全を守るまちづくり
- (4) 経済的支援の充実 (11) 子育てしやすいまちづくり
- (5) 障がい児支援の充実 (12) 仕事と生活の調和
- (6) ひとり親家庭への支援
- (7) 児童虐待への対応といじめ・不登校対策等の充実

計画策定に向けての視点

核家族化や地域の繋がりの希薄化、家庭や地域の子育て力・教育力の低下、待機児童の発生が課題となっているなか、保護者がどのように子育てしたか、働きたいか、暮らしたいか、といった保護者の視点に立った子育て支援を念頭におき、以下に掲げる視点を留意し策定する。

- ①幼児教育の無償化を見据えたニーズ量及び人材確保
- ②「子育て安心プラン」に基づく、待機児童の解消と女性就業率の向上に伴う保育の受け皿整備等
- ③「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童健全育成事業の整備による待機児童の解消
- ④子育て家庭の孤立化を防止するため、妊娠期から出産、子育てにおける切れ目のない子育て支援施策の確立

計画構成イメージ

- 1 計画策定にあたり
 - ①計画策定の背景と目的
 - ②計画期間
 - ③計画の位置づけ
 - ④子ども・子育て施策の動向
- 2 安曇野市の取り巻く現状
 - ①安曇野市の現状（人口構成、出生数、合計特殊出生率、児童増減見込数など）
 - ②教育・保育の状況（支援サービス状況、ニーズ調査による家庭状況など）
 - ③第1期計画の事業評価及び課題
- 3 計画の目指す方向性
 - ①基本理念
 - ②計画体系
- 4 施策の展開
 - ①教育・保育提供区域について
 - ②教育・保育の量の見込みと提供体制
 - ③地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
 - ④子ども・子育て支援施策の展開（基本目標、基本施策）
- 5 計画の推進及び進行管理
 - ①計画の推進体制
 - ②進捗状況の管理
 - ③資料（策定経過、条例、委員名簿など）

第2次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定
(2020年度～2024年度)

計画策定における分析方針

計画策定にあたり、ニーズ調査結果により市の子ども・子育てに関する現状や課題などを把握するため、下記の方法により分析、整理を行います。

【分析1】第1期ニーズ調査項目ごとの経年比較

保護者が求める支援サービス、現状や課題を把握する必要のある項目について第1期計画との比較検証し大きな差のある項目についての原因究明を行う。

【分析2】第1期計画から見えてくる課題の検証

- ①第1期計画の実績報告に基づく課題を整理し、事業評価をしたうえで第2期計画への反映を行う。
- ②算出した見込み量と実績値との乖離理由を検証し、ニーズに沿った支援サービスが提供できるよう、より正確な数値を設定する。

【分析3】統計データからのサービス量の見込みの裏付け

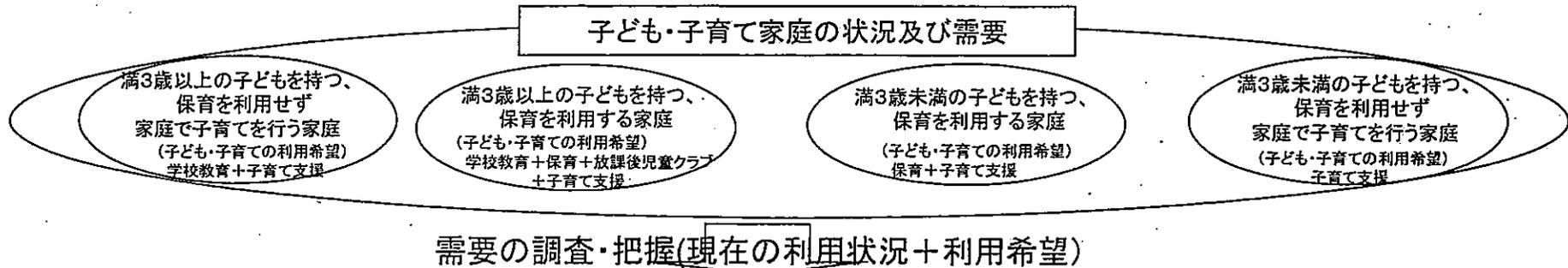
子ども・子育てに関する統計データから伺える変化の原因と、クロス分析による多角的視点からの検証による方向性の検討

子ども・子育て支援の意義のポイント(基本指針)

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

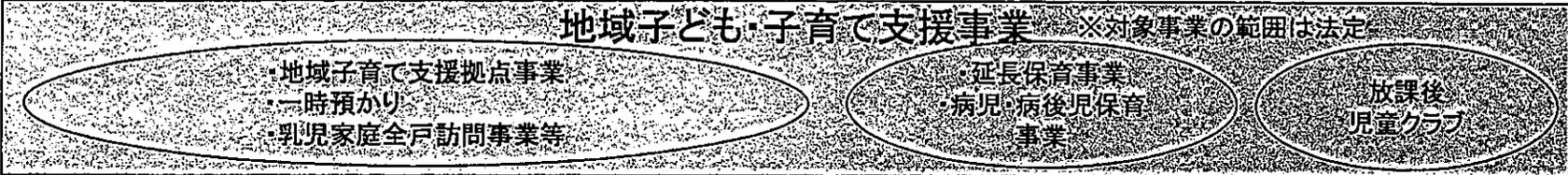
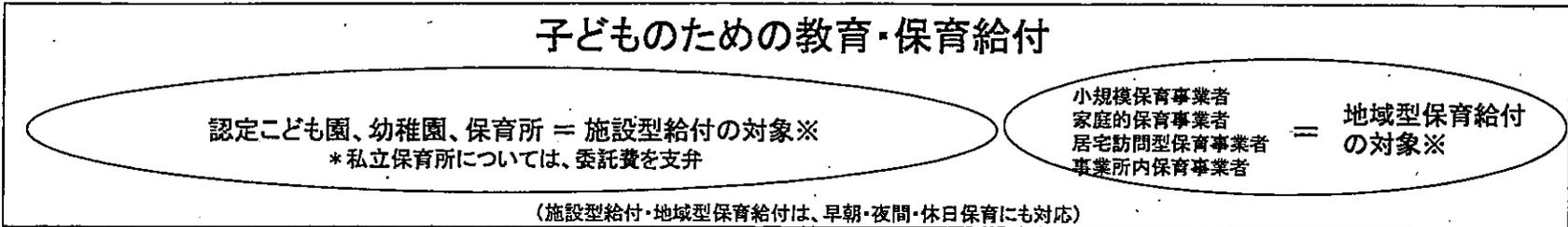
○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況＋利用希望)、「確保方策」(確保の内容＋実施時期)を記載。

計画的な整備



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント - 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
 ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。

例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

「子育て安心プラン」

【待機児童を解消】

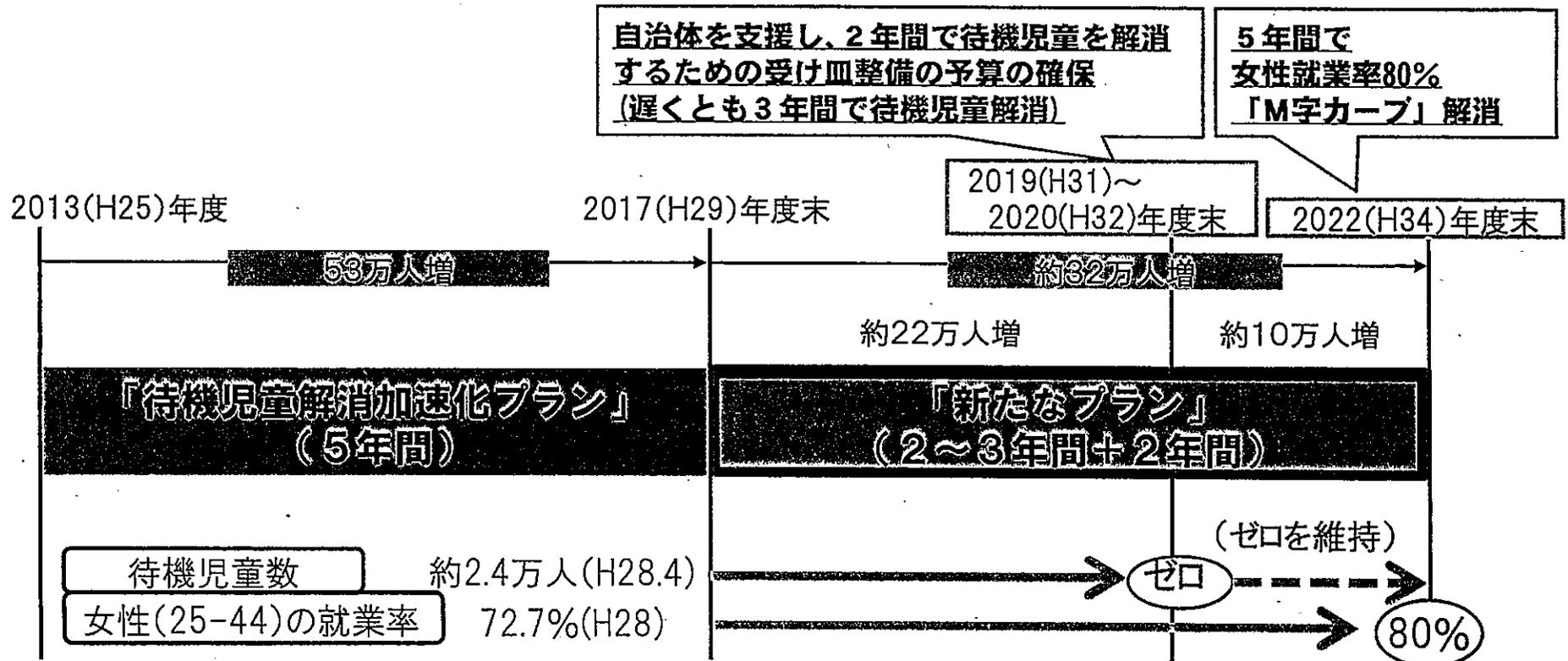
国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。

(遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備。

(参考)スウェーデンの女性就業率:82.5%(2013)



6つの支援パッケージの主な内容

1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
 - ・大規模マンションでの保育園の設置促進
 - ・幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
 - ・企業主導型保育事業の地域枠拡充など
 - ・国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
 - ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
 - ・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ※市区町村における待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年4月1日の待機児童数等）を市区町村ごとに公表。
- ・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
 - ・広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進

2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～

- ・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- ・保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
- ・保育士の子どもの預かり支援の推進
- ・保育士の業務負担軽減のための支援

3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

～更なる市区町村による保護者支援を行う～

- ・「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- ・待機児童数調査の適正化

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～

- ・地方単独保育施設の利用料支援
- ・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
- ・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

5 持続可能な保育制度の確立

- ・保育実施に必要な安定財源の確保

6 保育と連携した「働き方改革」

～二一ズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

- ・男性による育児の促進
- ・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討

(参考)「子育て安心プラン」の支援施策のポイント

待機児童が解消困難な要因

① 1、2歳児の待機児童が7割超

待機児童	H25年度	H28年度
合計	22,741人 (100%)	23,553人 (100%)
0歳児	3,035人 (13.3%)	3,688人 (15.7%)
1、2歳児	15,621人 (68.7%)	16,758人 (71.1%)
3歳児以上	4,085人 (18.0%)	3,107人 (13.2%)

② 女性就業率、保育申込者数、1、2歳児の保育利用率は、加速化プラン前と比べ、約2倍の伸び

	加速化プラン前	加速化プラン後
女性就業率	+0.6ポイント/年	+1.25ポイント/年
保育申込者数	+4.8万人/年	+9.0万人/年
1、2歳児保育利用率	+1.4ポイント/年	+2.7ポイント/年

③ 待機児童は「都市部」に多い

・東京23区の待機児童割合(待機児童数/申込者数)は高い(東京23区 3.14% その他の市町村 0.75%(H28))

- ・都市部における土地の確保が困難(目黒区、渋谷区、中野区等)
- ・大規模マンションの建設(中央区、江東区、板橋区等)
- ・人口流入等予想を超えての就学前児童数の増加(目黒区、世田谷区、江東区等)

子育て安心プランの対応

① 「1、2歳児」の受け皿整備を強力に推進。

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保

(遅くとも3年間で待機児童解消)

(1、2歳児の受け皿整備量)
年間4.2万人(加速化プラン)→年間5.1万人(子育て安心プラン)
(促進策)

- ・幼稚園における2歳児の受入れ拡大
- ・小規模保育の普及
- ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及
- ・企業主導型保育の推進

② 「M字カーブ」解消のため、女性の就業率80%に対応できる受け皿整備

・H34年度末までの5年間で約32万人



③-1 土地の確保、既存施設の活用の推進

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料補助
- ・大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・幼稚園の活用や学校の空き教室の活用

③-2 きめ細やかなサービスの展開

- ・保育コンシェルジュの全国的な普及促進
- ・市町村ごと、更に市区町村内における「保育提供区域」ごとの待機児童の解消状況の公表



背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

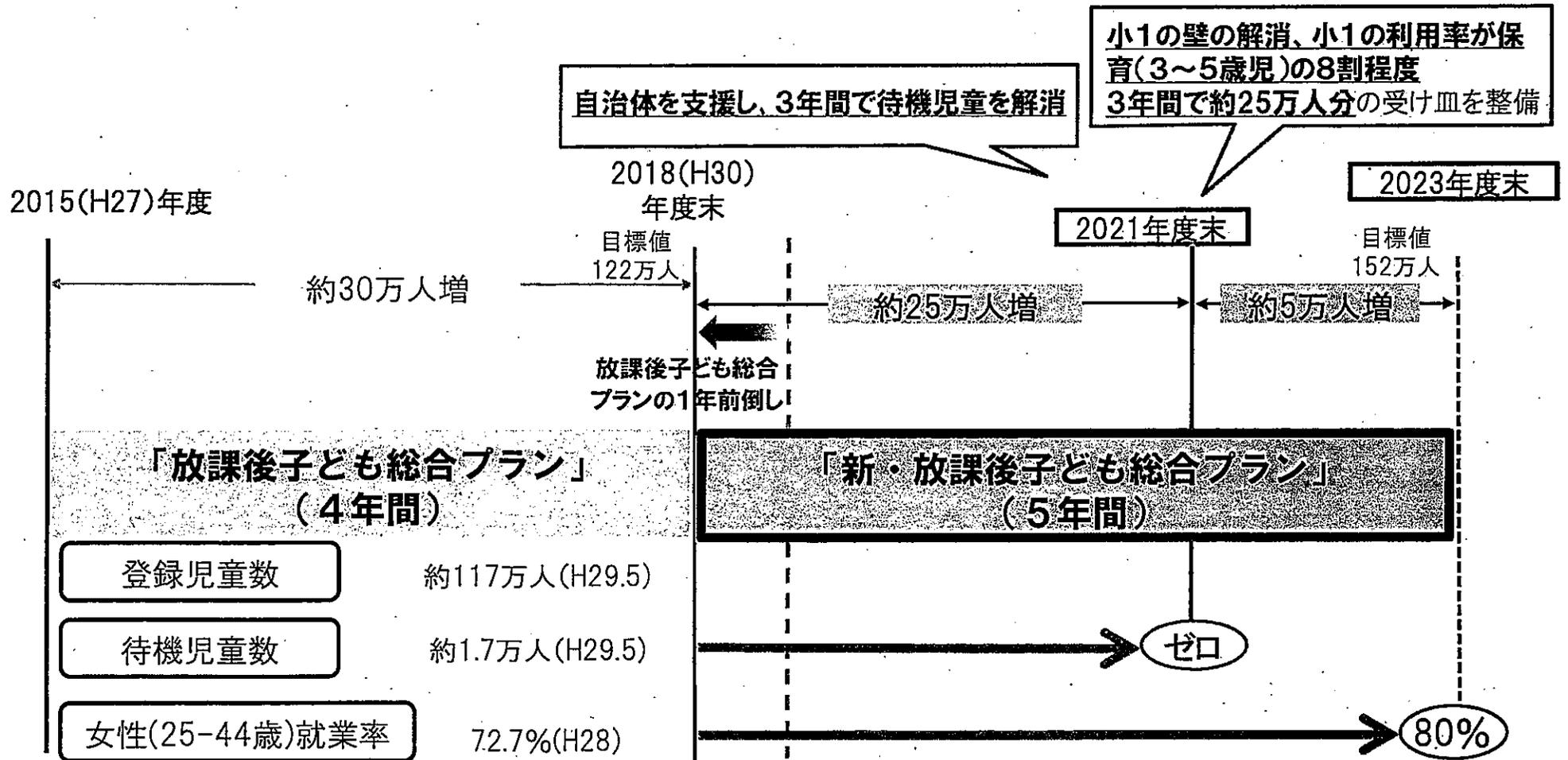
- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）。
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人⇒152万人



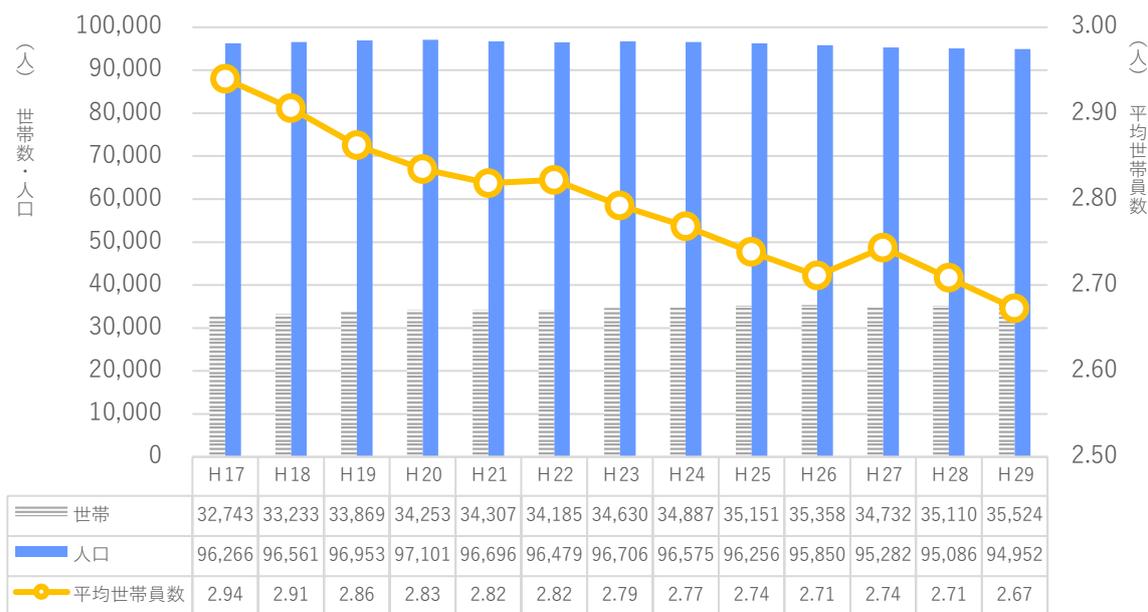
本市の状況

(1) 人口・世帯

本市の人口は、合併以降緩やかな減少傾向で推移しています。

一方、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの構成員数は減少を続けています。

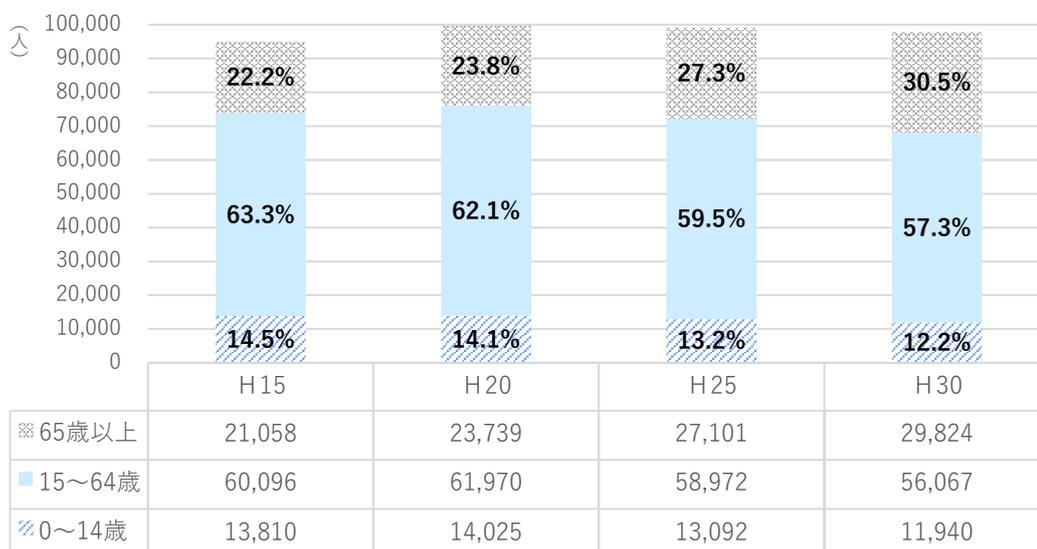
● ● ● 総人口・世帯数・平均世帯員数の推移



(2) 年少人口（世代別人口）

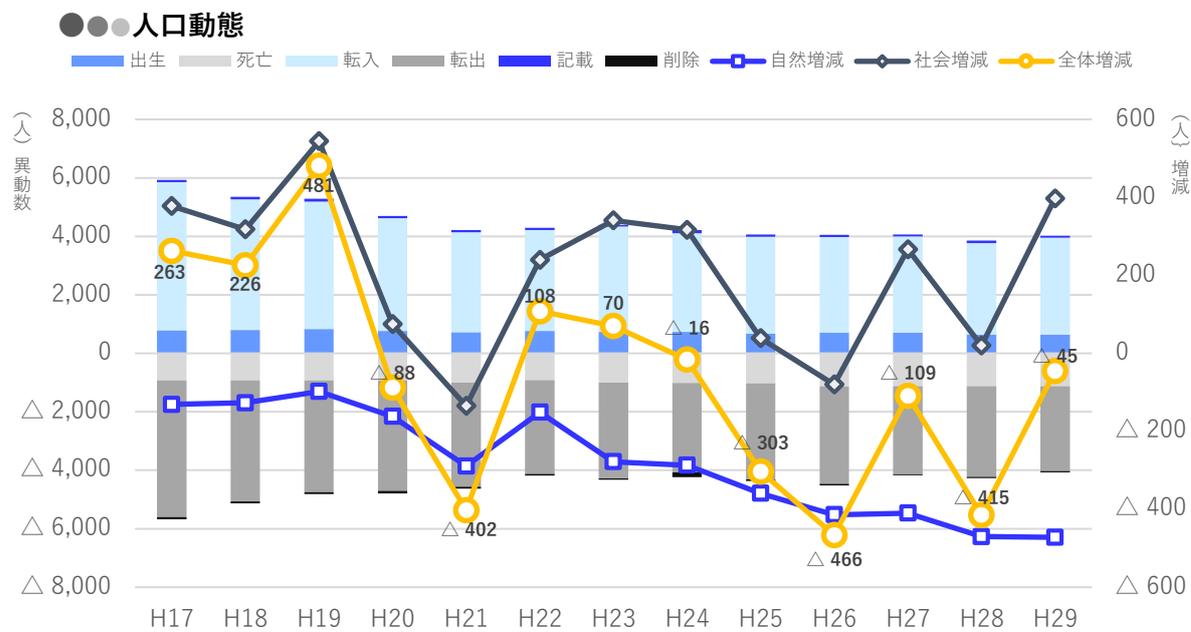
本市の人口を0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）、65歳以上（老年人口）の年齢3区分構成で見ると、年少人口割合及び生産年齢人口割合は年々減少し、老年人口割合が増加していることから、少子高齢化は確実に進んでいることがわかります。

● ● ● 年齢3区分別人口の推移



(3) 人口動態

本市の人口動態（人口増減の内訳）をみると、自然動態（出生・死亡）については、少子高齢化により死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。社会動態（転入・転出）については、その時々での経済状況や開発動向にも影響を受けるため年ごとに増減があります。全体としては平成24年以降減少を続けており、今後もこうした傾向が続いていくことが想定されます。

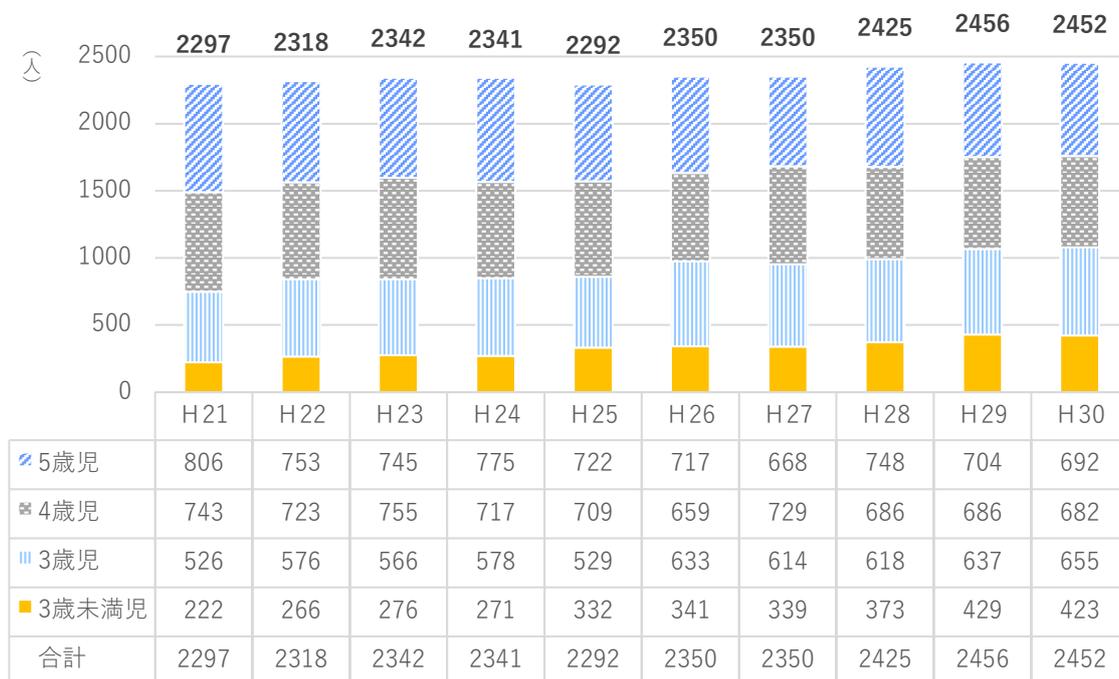


(単位: 人)

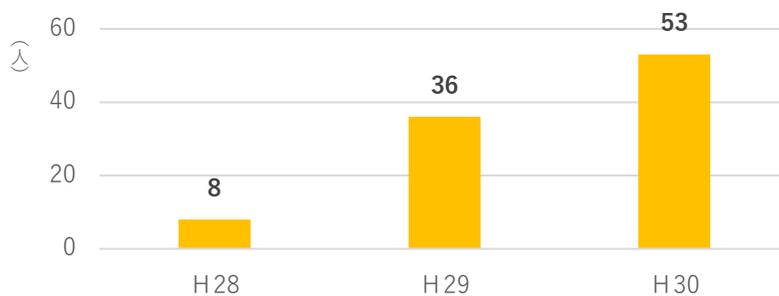
	自然動態			社会動態			その他			全体増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	記載	削除	増減	
H17	791	922	△131	5,061	4,683	378	82	66	16	263
H18	798	925	△127	4,462	4,144	318	94	59	35	226
H19	827	925	△98	4,365	3,821	544	100	65	35	481
H20	765	927	△162	3,854	3,779	75	80	81	△1	△88
H21	719	1,008	△289	3,418	3,553	△135	85	63	22	△402
H22	768	919	△151	3,447	3,207	240	76	57	19	108
H23	729	1,007	△278	3,612	3,271	341	46	39	7	70
H24	729	1,016	△287	3,375	3,058	317	110	156	△46	△16
H25	663	1,022	△359	3,325	3,286	39	79	62	17	△303
H26	715	1,129	△414	3,259	3,339	△80	75	47	28	△466
H27	714	1,124	△410	3,281	3,014	267	69	35	34	△109
H28	651	1,121	△470	3,119	3,099	20	83	48	35	△415
H29	648	1,120	△472	3,311	2,913	398	64	35	29	△45

(4) 保育の状況

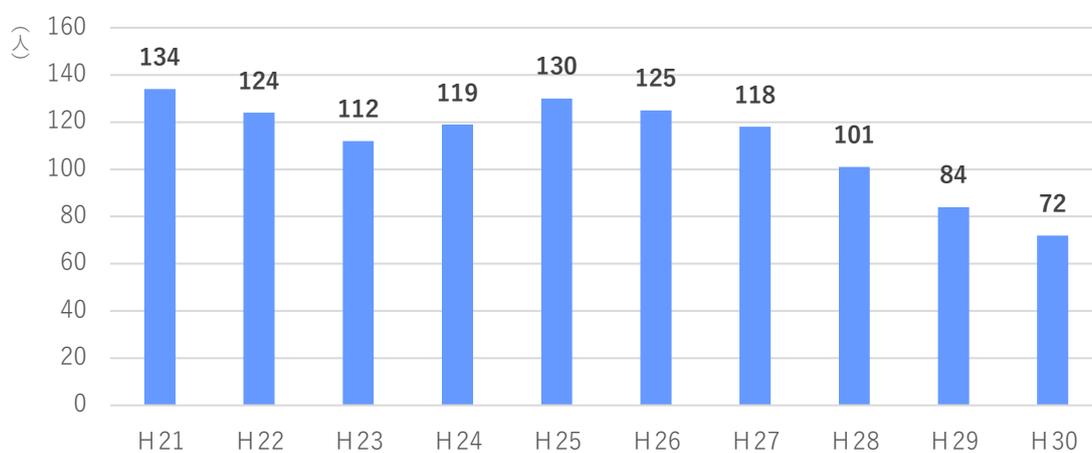
●●●市内保育園児数の推移



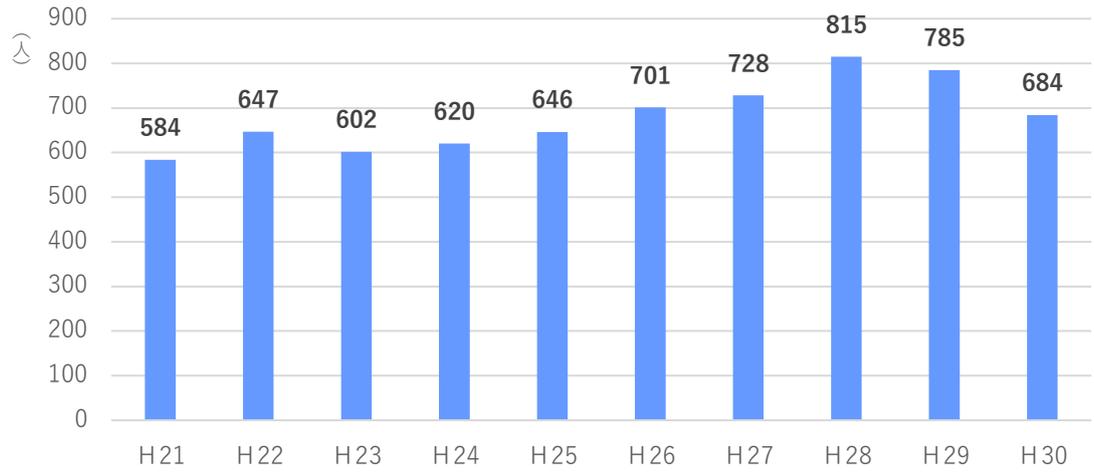
●●●家庭的保育、小規模保育の3歳未満児数



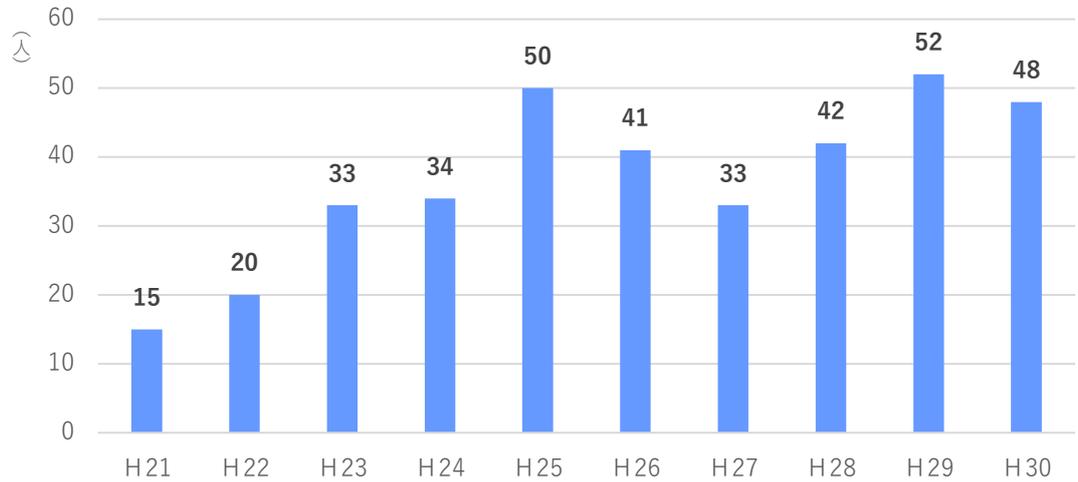
●●●市内幼稚園児数の推移



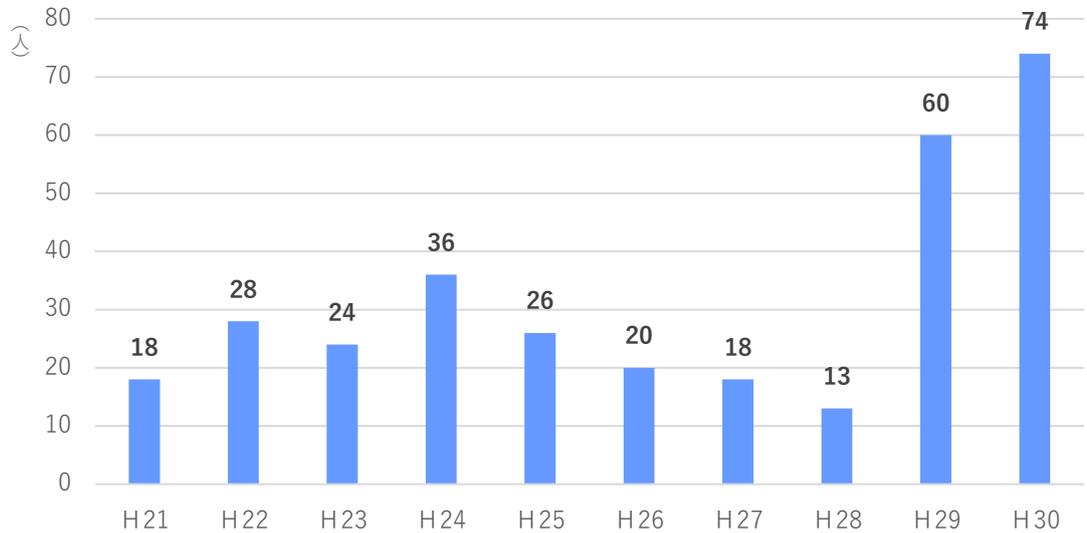
●●●長時間保育の件数



●●●一時預かりの件数



●●●土曜保育の件数



(4) 児童クラブの推移

●●●児童クラブの登録者数

